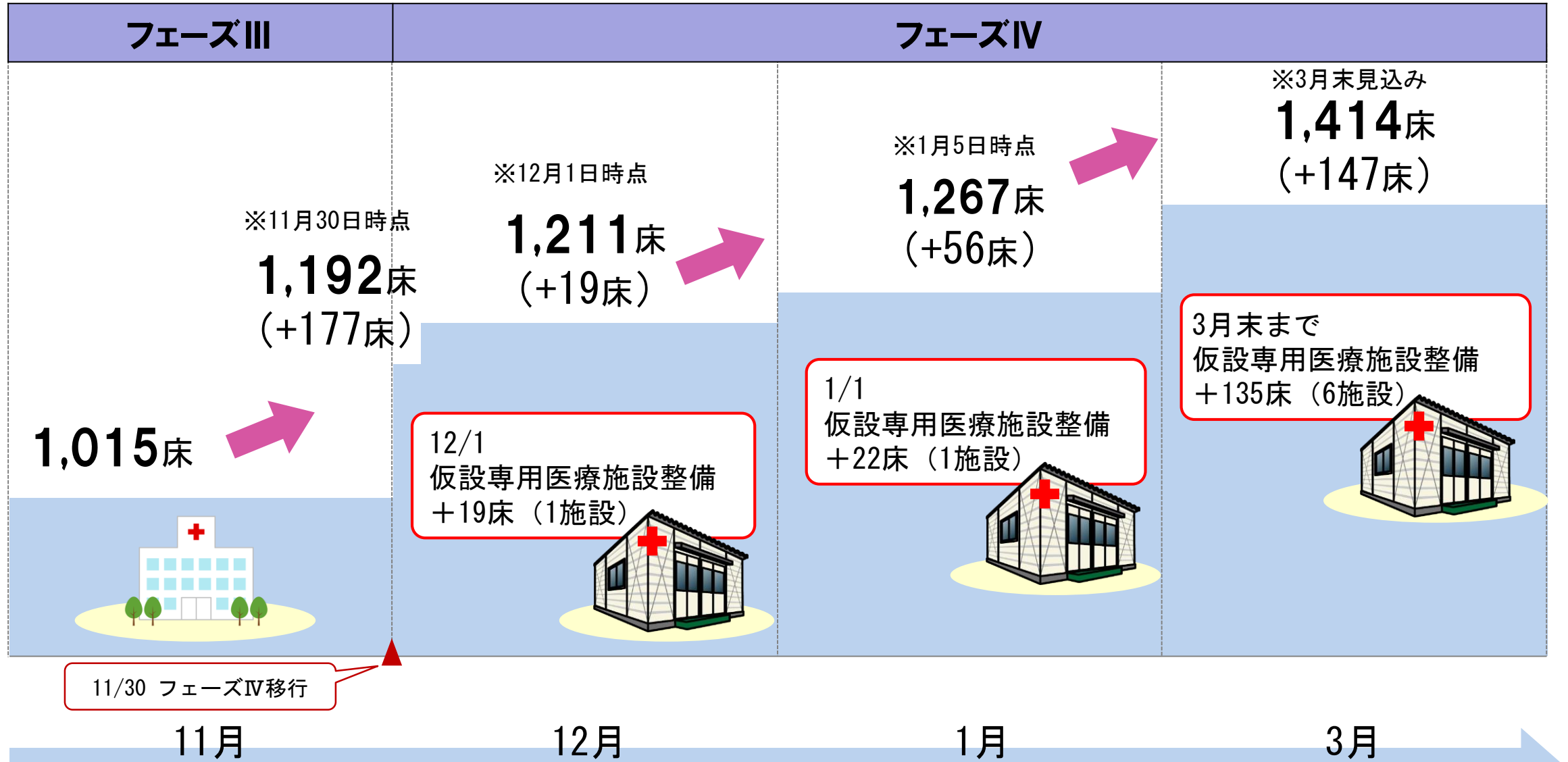


今後の病床確保見込みについて



県民の皆様へのお願い

◆午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛

(特措法第24条第9項)

(仕事、授業、受診、買い物、屋外での運動・散歩を除く)

◆高齢者や基礎疾患のある方の不要不急の外出自粛

(特措法第24条第9項)

(仕事、授業、受診、買い物、屋外での運動・散歩を除く)

◆東京都との往来は、できるだけ控えて (仕事、授業、受診を除く)

(特措法第24条第9項)

◆飲食を伴う新年会はできる限り自粛

◆成人式後の会食・飲み会はできる限り自粛

営業時間の短縮要請等について

(特措法第24条第9項)

要請内容	営業時間の短縮、酒類提供時間の短縮	
要請期間	①令和3年1月 8日(金) 午前 0時から 令和3年1月11日(月) 午後12時まで	②令和3年1月12日(火) 午前 0時から 令和3年1月31日(日) 午後12時まで
対象	①さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」	②県内の飲食店(カラオケ店、バー等を含む)
営業時間	午前5時から午後8時まで	
酒類提供時間	午前5時から午後7時まで	

事業者(オフィス系)の皆様へのお願い

◆テレワークの徹底 目標値：県内企業の50%

◆在宅勤務・時差出勤の徹底

◆職場・寮における感染防止策の徹底

◆従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ

<事業者の皆様への協力要請>

◆全てのイルミネーションの早めの消灯